

那 霸 市 公 報

第 1 5 3 3 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	387
平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)	389
那 霸 広 域 都 市 計 画 用 途 地 域 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 課)	389
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	390
街区の区域廃止及び街区の区域変更について (市街地整備課)	402
那 霸 市 の 市 の 魚 (商 工 農 水 課)	406

公 告

指定管理者の指定申請について (障がい福祉課)	406
都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	408
那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課)	408
那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課)	409
那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課)	410
那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課)	410

上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 新 規 指 定 に つ い て (上 下 水 道 局 総 務 課)	411
那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て (上 下 水 道 局 総 務 課)	412

教 育 委 員 会 規 則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則 (総務課)	413
支援記録簿の取扱いに関する規則 (総務課)	414
那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課)	417

教育委員会公告

指定管理者の指定申請について (市民スポーツ課)	419
指定管理者の指定申請について (総務課)	421

正 誤

那覇市公報第 1 5 3 1 号の正誤	422
---------------------------	-----

告 示

那霸市告示第 9 1 号
平成 2 2 年 8 月 3 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 9 2 号

平成 2 2 年 8 月 6 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 2 年 8 月 9 日 (月)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 米兵による強制わいせつ事件に関する意見書
 - (2) 米兵による強制わいせつ事件に関する抗議決議

那覇市告示第 9 3 号

平成 2 2 年 8 月 1 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画用途地域 (那覇ふ頭通堂町地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 那覇市通堂町の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎 5 階)

那霸市告示第 9 4 号
平成 2 2 年 8 月 1 2 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年4月20日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 與儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成22年4月20日
目的外利用等をする個人情報の内容	1 診療期間及び診療費の総額 2 支払いの有無 3 支払済みであれば支払いした者の氏名、住所等の 人定事項 (保険会社支払いであれば保険会社名) 4 その他参考事項
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当(刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年4月21日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 與儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成22年4月21日
目的外利用等をする個人情報の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診察状況 (搬送時間、診察時間、措置等) 2. 言動 (医師、看護師、その他病院職員等に対する言動) 3. その他参考事項 () に関する職員間での引き継ぎ、対応方針等)
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年4月28日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 奥儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

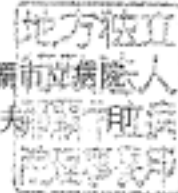
届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年4月28日
目的外利用等をする個人情報の内容	1 搬送時の状況 2 病名・病状等 3 担当医師
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年5月12日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 奥儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成22年5月12日
目的外利用等をする個人情報の内容	①平成19年1月5日及び同月6日に通院時に実施したCTの結果を記録した画像写真、その画像を記録した媒体 (CD・USBメモリー等) の一切。
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第1号に該当 (民事訴訟法第226条)
新たな利用課又は提供先	釧路地方裁判所北見支所
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年5月26日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 與儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年5月26日
目的外利用等をする個人情報の内容	①病名 ②初診年月日 ③治療期間 (入院期間があればその期間も記入) ④治療の内容 (レントゲン検査の事実があれば記入) ⑤症状
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇地方検察庁
所 管 部 課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年5月27日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 奥儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成22年5月27日
目的外利用等をする個人情報の内容	①患者 氏名・住所・生年月日 ②傷病名及びその程度 ③他覚所見の有無・その症状 ④レントゲン撮影の有無・その所見 ⑤加療期間等 ⑥後遺症癥痕等の有無、その内容・程度 ⑦主な治療内容・リハビリ又は経過観察開始年月日・その他参考事項
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇地方検察庁
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年6月2日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 吳儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年6月2日
目的外利用等をする個人情報の内容	①患者住所・氏名・生年月日 ②傷病名及びその程度 ③他覚的所見の有無・その症状 ④加療期間 ⑤後遺症・癒痕等の有無・その内容・程度 ⑥主な治療内容・リハビリ又は経過観察開始年月日・その他参考事項
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇地方検察庁
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年6月16日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 奥儀貴津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成22年6月16日
目的外利用等をする個人情報の内容	①傷病名及び症状 ②治療内容 ③通院・入院期間 ④治療月日 ⑤予想される後遺症 ⑥その他参考事項
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇地方検察庁
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年7月15日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 奥儀實津夫

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年7月15日
目的外利用等をする個人情報の内容	平成22年2月以降の診療録写
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (労働者災害保障保険法 第49条第1項)
新たな利用課又は提供先	那覇労働基準監督署
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年7月/6日

那覇市長 様

 実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
 理事長 與儀實津夫


那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年7月/6日
目的外利用等をする個人情報の内容	1 診断されている病名 2 初診年月日及び通院歴 (初診日から最終通院日までの期間) 3 入院があれば入院歴 (入院日から退院までの期間) 4 処方薬の有無、あれば、処方薬の種類、成分、名称、その薬による副作用 (多量摂取の場合)、処方箋の写し 5 その他参考事項
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当 (刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年7月/6日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 與儀實津夫

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業務の名称	診療業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年7月/6日
目的外利用等をする個人情報の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 病名、病歴 2 初診及び最終受診年月日 3 入退院期間及びその理由 4 診断病名がある場合、同病名による症状(手足の震えの有無等) 5 診断病名がある場合、同病名によるアルコール分解速度の遅滞の有無 6 処方している薬(種類、分量、副作用等) 7 合併症 8 是非弁別能力 9 担当医師 10 その他捜査上参考事項
目的外利用等をする理由	条例第9条第1項第2号に該当(刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	那覇警察署
所管部課	地方独立行政法人那覇市立病院 医事課 電話 884-5111 (内) 294

那覇市告示第 9 6 号

平成 2 2 年 8 月 1 6 日

掲 示 済

街区の区域廃止及び街区の区域変更について

那覇市住居表示に関する条例第 2 条の規定に基づき、住居表示地区の街区の区域廃止及び街区の区域変更を次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 実施区域 安里 2 丁目 1 番、2 番、3 番街区及び牧志 3 丁目 1 5 番街区
(別図 1、2)
- 2 実施期日 本告示の日
- 3 街区の区域廃止箇所 安里 2 丁目 2 番及び 3 番街区
(別図 3、箇所 ・)
- 4 街区の区域変更箇所 安里 2 丁目 1 番街区及び牧志 3 丁目 1 5 番街区
(別図 3、箇所 ・)

別図 1

街区の区域廃止及び街区の区域変更位置図 (廃止・変更前)



別図 2

街区の区域廃止及び街区の区域変更位置図 (廃止・変更後)



別図 3

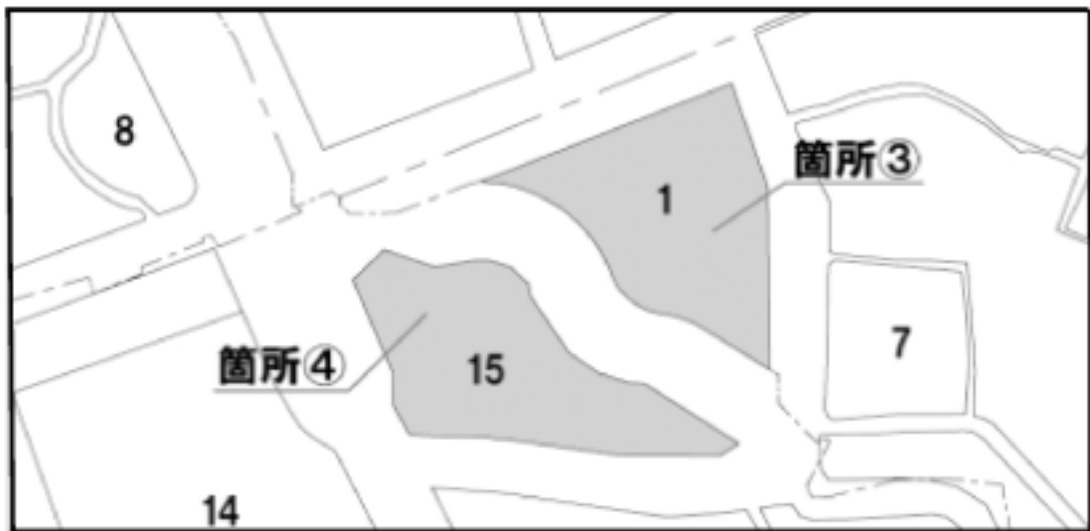
詳細図 (廃止・変更前)



事項

	箇所①	安里 2 丁目 2 番街区	街区の廃止
	箇所②	安里 2 丁目 3 番街区	街区の廃止
	箇所③	安里 2 丁目 1 番街区	街区の区域変更
	箇所④	牧志 3 丁目 1 5 番街区	街区の区域変更

詳細図 (廃止・変更後)



事項

	箇所③	安里 2 丁目 1 番街区	街区の区域変更
	箇所④	牧志 3 丁目 1 5 番街区	街区の区域変更

那覇市告示第 9 7 号
平成 2 2 年 8 月 1 7 日
掲 示 済

那覇市の市の魚を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市の市の魚

那覇市の市の魚の選定について、次のように定める。

市の魚 マグロ

公 告

那覇市公告第 1 4 1 号
平成 2 2 年 8 月 1 9 日
掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成 2 3 年 4 月 1 日からの那覇市精神障害者地域生活支援センター（以下「センター」という。）の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名称及び位置
 - (1) 名称 那覇市精神障害者地域生活支援センター
 - (2) 位置 那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号
- 2 管理の基準及び業務の範囲
那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第 1 2 条に定めるもののほか、
那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」
という。）のとおり。
- 3 指定の予定期間
平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日（5 年間）
- 4 応募資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体で、説明会において募集に関

する説明を受けたもの。ただし、次に該当する者は、応募することができません。

- (1) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 指定申請の方法

- (1) 募集要項及び那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者募集に関する様式集(以下「募集要項等」という。)指定申請書の配布及び提出場所

〒900 8585 那覇市上之屋1丁目2番1号

那覇市 健康福祉部 障がい福祉課 (市役所仮庁舎C棟1階)

- (2) 提出書類

申請を希望する団体は、那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添付して提出して下さい。

提出にあたっては正本1部、副本7部及び電子データ(各証明書を除く。)の提出をお願いいたします。

ア 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

イ 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

ウ 役員の名簿及び履歴書

エ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

オ 平成21年度における期末の財産目録及び収支決算書

カ 平成22年度における事業計画書及び収支予算書

キ 指定管理者の指定の予定期間(平成23年度~27年度)に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ケ 直近の各納税証明書「法人税」「消費税」「市町村民税の完納証明書」その他具体的事業内容等に関する提案書類(募集要項等を参照のこと)

6 募集要項等配布期間

平成22年8月26日から平成22年9月7日(土曜・日曜及び祝日を除く)

7 質問書受付及び回答

- (1) 質問受付

平成22年8月26日から平成22年9月7日まで

募集要項等に関する質問については、E mail か F A X でお願ひします。

- (2) 質問回答

回答は、応募者全員に説明会終了後、9月30日までに回答いたします。また、説明会においてもご回答をいたします。なお、電話や口頭によるご質問については回答できない場合がありますので、ご了承ください。

8 説明会及び施設見学

- (1) 開催日時 平成22年9月8日(水) 午後2時~午後4時

- (2) 開催場所 古波蔵ふれあい館(那覇市古波蔵4丁目7番7号、古蔵中

学校の国道沿い隣り)

古波蔵ふれあい館での説明会終了後、2階的那覇市精神障害者地域生活支援センターを見学します。

9 申請書類の受付

平成22年9月9日(木)から10月8日(金)(土曜・日曜及び祝日を除く)

10 申請書類の提出場所

那覇市 健康福祉部 障がい福祉課 企画審査グループ

(市役所仮庁舎C棟1階 C-13番窓口)

11 問い合わせ先

那覇市 健康福祉部 障がい福祉課 企画審査グループ

担当 島袋 真左樹・徳海^{とくみ} れい子

〒900-8585 那覇市上之屋1丁目2番1号

(市役所仮庁舎C棟1階 C-13番窓口)

電 話 : 862-3275 (直通)

F A X : 862-0621

那覇市公告第143号

平成22年8月20日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類 那覇広域都市計画区域区分

縦 覧 場 所 那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)

那覇市公告第149号

平成22年9月1日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 2・2・那35号 羽佐間公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市安里3丁目地内
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成19年6月15日から平成24年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第150号
平成22年9月1日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 2・2・那41号 真嘉比西公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市字真嘉比後原地内
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成22年7月30日から平成25年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第 1 5 1 号

平成 2 2 年 9 月 1 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 2・2・那42号 真嘉比東公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市字古島真嘉比川原地内
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成 2 2 年 7 月 3 0 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘刈 2 丁目 3 番 1 号、銘刈庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 5 2 号

平成 2 2 年 9 月 1 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業 那5号 那覇ふ頭全緑地
- 2 施行者の名称

- 那覇市
- 3 事務所の所在地
那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市西1丁目地内
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成22年7月30日から平成29年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第18号
平成22年8月6日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市上下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定(登録)番号	第431号
指定工事店名	有限会社 金丸土木
営業所所在地	宜野湾市我如古1丁目39番28号
代表者名	小橋川 清
有効期限	自 平成22年7月28日 至 平成27年3月31日

那覇市上下水道局告示第 19 号
平成 22 年 8 月 13 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市上下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定(登録)番号	第 3 7 2 号
指定工事店名	株式会社 沖設備
営業所所在地	那覇市壺川 2 丁目 1 1 番 1 1 号
代表者名	喜屋武 弘
異動年月日	平成 22 年 8 月 3 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 8 号
平成 22 年 8 月 10 日
公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 田 端 温 代

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成22年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p>(支援記録簿)</p> <p><u>第13条の2 校長は、教師と児童・生徒、児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、規範意識を高め、児童・生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう支援記録簿を作成し、支援の充実を図るものとする。支援記録簿の作成、様式その他取扱いについては、支援記録簿の取扱いに関する規則(平成22年那覇市教育委員会規則第9号)の定めるところによる。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第9号

平成22年8月10日

公 布 済

支援記録簿の取扱いに関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

支援記録簿の取扱いに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成 2 年那覇市教育委員会規則第 1 号。以下「管理規則」という。)第 1 3 条の 2 に規定する支援記録簿の作成、様式その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援記録簿の作成)

第 2 条 那覇市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の校長は、当該市立学校に在籍する児童・生徒の支援記録簿(様式)を作成し、管理規則第 1 3 条の 2 に定める目的のために活用するものとする。

(支援記録簿の記入)

第 3 条 支援記録簿の記入の対象は、市立学校の全児童・生徒とする。

2 支援記録簿の行動・支援事項欄への記入の目安は、問題行動、不登校等継続的な支援を必要とする場合で、教育長が定めるものとする。

(個人情報保護条例との関係等)

第 4 条 那覇市個人情報保護条例(平成 3 年那覇市条例第 2 1 号。以下「条例」という。)第 8 条第 2 項第 2 号に基づき、支援記録簿に記入する児童・生徒の個人情報とは、本人以外の者からも収集できるものとする。この場合において、条例第 8 条第 3 項の通知は、第 3 項に規定することをもって代えるものとする。

2 校長は、支援記録簿に関し児童・生徒の保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないものは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)に説明しなければならない。

3 校長は、支援記録簿の行動・支援事項の欄に記入のある児童・生徒の保護者に対して、当該児童・生徒への対応状況を説明するものとする。ただし、教育長がその必要がないと認める場合は、その限りでない。

4 校長は、児童・生徒が市立学校を卒業したときは、支援記録簿を廃棄するものとする。ただし、小学校の校長が、継続的な支援が必要と認めた児童の支援記録簿については、当該児童が入学する中学校(那覇市立中学校に限る。)にその写しを送付するものとする。

5 校長は、児童・生徒が、市立学校以外の学校に転校した場合は支援記録簿を廃棄し、市立学校に転校した場合は支援記録簿の写しを転校先の校長へ送付するものとする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、支援記録簿の運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式(第2条関係)

支援記録簿

平成 年度入学

那覇市立		学校
ふりがな		性別
氏 名		男・女

1. 基本的事項

学年 ・組	学級担任氏名	校 長
1年 組		月 日 確認 印
2年 組		月 日 確認 印
3年 組		月 日 確認 印
4年 組		月 日 確認 印
5年 組		月 日 確認 印
6年 組		月 日 確認 印

2. 行動・支援事項(継続的な支援が必要な場合)

年月日	行動の記録	月日	支援の記録(対応・方針)	特記事項等

氏 名	
-----	--

(継続的な支援が必要な場合)

年月日	行動の記録	月日	支援の記録(対応・方針)	特記事項等

那覇市教育委員会規則第 1 0 号

平成 2 2 年 8 月 1 0 日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 田 端 温 代

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第 1 別記]	[別表第 1 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]
別表第1(第3条関係)
小学校の通学区域

学校名	通学区域
安謝小学校	字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、 270番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 天久1丁目～2丁目(全部) 字銘苅308番地～323番地、335番地 銘苅3丁目8番～9番
城東小学校	[略]
[略]	
さつき小学校	[略]
銘苅小学校	字銘苅173番地、179番地～183番地、186番地、188番地～192番 地、199番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番 地、288番地～294番地、301番地～305番地 銘苅1丁目～3丁目(全部。ただし3丁目8番～9番は安謝小学校) 末吉町3丁目39番地～47番地、59番地 字古島1番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28 番地～29番地、33番地～34番地 おもろまち3丁目～4丁目(全部)

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
安謝小学校	字安謝3番地～16番地、20番地～98番地、101番地～104番地、 270番地～276番地、292番地、617番地～666番地 安謝1丁目～2丁目(全部) 字銘苅308番地～323番地、335番地 銘苅3丁目8番～9番
城東小学校	[略]
[略]	
さつき小学校	[略]
銘苅小学校	字銘苅173番地、179番地～183番地、186番地、188番地～192番 地、199番地～229番地、239番地、241番地、266番地～269番 地、288番地～294番地、301番地～305番地 銘苅1丁目～2丁目(全部) 銘苅3丁目1番～7番、10番～23番 末吉町3丁目39番地～47番地、59番地 字古島1番地～15番地、17番地～20番地、25番地～26番地、28 番地～29番地、33番地～34番地 おもろまち4丁目10番～15番、20番～21番
天久小学校	天久1丁目～2丁目(全部) おもろまち3丁目(全部) おもろまち4丁目1番～9番、16番～19番

備考 [略]

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 1 8 号

平成 2 2 年 9 月 1 日

指定管理者の指定申請について

平成 2 3 年 4 月から指定管理者制度により那覇市体育施設の管理を行う団体を、次のとおり募集します。

那覇市教育委員会

教育長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名称	位置
(1) 那覇市民体育館	那覇市字識名 1 2 2 7 番地
(2) 漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町 3 7 番 1 号
(3) 那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町 2 丁目 7 0 番地 9

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市体育施設条例に定めるもののほか、詳細については別に定める募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 応募資格

次に掲げる要件のほか募集要項の応募資格を満たす法人及びその他の団体

(1) 団体が単独に応募する場合

本市内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する団体であること。

(2) 共同企業体での応募の場合

ア 代表者 本市内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 構成員 県内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する団体であること。

5 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

那覇市教育委員会（3 階） 市民スポーツ課

(2) 提出書類

ア 那覇市体育施設指定管理者指定申請書

イ 誓約書

ウ 団体の概要

エ 収支計画書

オ 那覇市体育施設指定管理者事業計画書

カ 貸借対照表等

キ 登記事項証明書

ク 納税証明書

ケ 定款・規約等

コ 役員の氏名、住所及び履歴を記した書類

サ 共同企業体を結成する場合、共同企業体協定書兼委任状

(3) 指定申請書及び募集要項等の配布期間

平成22年9月1日(水)～9月30日(木)

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(4) 申請書類の受付期間

平成22年9月17日(金)～10月18日(月)午後5時

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)

(5) 提出方法

那覇市体育施設指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて持参してください。(郵送、FAXによる提出はできません。)

5 説明会及び施設見学会の開催

(1) 日時 平成22年9月27日(月)午後2時から

(2) 場所 那覇市教育委員会(3階)那覇市前島3-25-1(とまりん内)
那覇市民体育館他

(3) 要事前申込(1団体2人までとする)

6 お問い合わせ先

那覇市教育委員会(とまりん3階) 市民スポーツ課

〒900-8553 那覇市前島3丁目25番1号

電話：891 3504 FAX：891 3523

那覇市教育委員会公告第 1 9 号

平成 2 2 年 9 月 1 日

指定管理者の指定申請について

次のとおり那覇市立森の家みんなに係る指定管理者を募集します。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

- 1 名称及び位置
名称 那覇市立森の家みんな
位置 那覇市首里儀保町 4 丁目 7 9 番地 8 (末吉公園内)
- 2 管理の基準及び業務の範囲
那覇市立森の家みんな条例に定めるもののほか、詳細については別に定める募集要項及び業務仕様書を参照してください。
- 3 指定予定期間
平成 2 3 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (3 年間)
- 4 応募資格
別に定める募集要項に記載する応募資格を満たし、指定期間中、森の家の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人又はその他の団体とします。
- 5 指定申請の方法
 - (1) 募集要項等の配布
ア 期間 平成 2 2 年 9 月 1 日 (水) ~ 9 月 3 0 日 (木) の間の平日
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (ただし、1 2 : 0 0 から 1 3 : 0 0 は除きます。)
イ 場所 那覇市教育委員会総合青少年課、又は、那覇市ホームページよりダウンロードできます。
 - (2) 施設見学及び募集に係る説明会：事前申込要
ア 開催日時 平成 2 2 年 9 月 2 2 日 (水) 午前 1 0 時 ~
イ 開催場所 那覇市立森の家みんな那覇市首里儀保町 4 丁目 7 9 番地 8
 - (3) 募集に関する質問の受付と回答
ア 質問期間 平成 2 2 年 9 月 1 日 (水) ~ 9 月 3 0 日 (木) の間の平日
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (ただし、1 2 : 0 0 から 1 3 : 0 0 は除きます。)
イ 質問方法 F A X、Eメール等で所管課へ提出してください。口頭・電話では受けません。
ウ 回答 全ての回答を取りまとめ、1 0 月 4 日 (月) までに回答します。
 - (4) 申請書類の受付
ア 期間 平成 2 2 年 1 0 月 5 日 (火) ~ 1 1 月 4 日 (木) の間の平日
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (ただし、1 2 : 0 0 から 1 3 : 0 0 は除きます。)

イ 方法 所管課へ持参してください。F A X , 郵送による提出はできません。

(5) 提出書類

- ア 那覇市立森の家みんな指定管理者指定申請書(第1号様式)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)
- エ 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- オ 役員の名簿及び履歴書
- カ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(様式3)
- キ 平成21年度における期末の財産目録及び収支決算書
- ク 平成22年度における事業計画書及び収支予算書
- ケ 指定管理者指定の予定期間(平成23年度~25年度)における各年度の森の家の管理に係る事業計画書(様式4-1, 2, 3)
- コ 指定管理者指定の予定期間(平成23年度~25年度)における各年度の森の家の管理に係る収支計画書(様式5-1, 2, 3)
- サ 納税証明書
 - (ア) 法人にあつては、国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書及び市税納税証明書
 - (イ) その他の団体にあつては、代表者の国税及び市税納税証明書
- シ その他教育長が必要と認める書類

6 お問い合わせ

所管課 那覇市教育委員会 総合青少年課 担当 嘉味田昌清

住所 〒902-0064 那覇市寄宮2-32-1(真和志庁舎4階)

電話891-3508 F A X 832-7869

正 誤

那覇市公報第1531号の正誤

2010(平成22)年8月2日付け那覇市公報第1531号の那覇市NPO活動支援センター指定管理者の指定申請について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
367	下から14行目	質問受付期間 平成22年9月2日(木)~9月16日(木)	質問受付期間 平成22年9月2日(木)~9月8日(水)
367	下から9行目	回答日 平成22年9月21日(火)	回答日 平成22年9月10日(金)
368	上から6行目	申請提出期間 平成22年9月22日(水)~10月8日(金)	申請提出期間 平成22年9月13日(月)~10月12日(火)